



発行 東京都

目次

告示

○市街地再開発組合の事業計画の変更認可……………

……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………

○国民健康保険組合規約の一部変更認可……………

……………(福祉保健局保健政策部国民健康保険課)……………

○指定障害福祉サービス事業者の指定……………

……………(福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課)……………

公告

○開発行為に関する工事完了(三件)……………

……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課)……………

○大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………

……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………

……………(同)……………

告示

●東京都告示第千三百一十号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき西新宿五丁目中央南地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のよ

うに告示する。

令和三年十月二十八日

東京都知事 小池 百合子

一 組合の名称

西新宿五丁目中央南地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

令和元年七月四日から令和七年三月三十一日まで

三 施行地区

新宿区西新宿五丁目及び西新宿六丁目各地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

新宿区西新宿五丁目九番四号

令和元年七月四日

五 事業計画の変更の認可の年月日

令和三年十月二十八日

●東京都告示第千三百二号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第二十七條第二項の規定により、東京都薬剤師国民健康保険組合規約の一部変更について認可したので、国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)第七條第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年十月二十八日

東京都知事 小池 百合子

変更事項 変更前 変更後 変更年月日

組合員の範囲に係るもの 組合員は、第三條の地区内に住所を有する者で、次の各号に定めるものとする。

組合員は、第三條の地区内に住所を有する者で、次の各号に定めるものとする。

一 東京都薬剤師会会員であつて、東京都内に所在する薬局又は医薬品販売業(以下「薬局等」という。)の開設者

一 東京都薬剤師会会員であつて、東京都内に所在する薬局又は医薬品販売業(以下「薬局等」という。)の開設者及び管理者

二 東京都薬剤師会会員であつて、薬剤師の業務に従事する者

二 東京都薬剤師会会員であつて、薬剤師の業務に従事する者

三 第一号に規定する組合員が開設する薬局等の従業員

三 第一号に規定する組合員が開設する薬局等の従業員

●東京都告示第千三百三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。)第三十六條第一項の規定により、令和三年九月一日付けで指定障害福祉サービス事業者を指定したので、法第五十一條及び指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第七十二号)第六條の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年十月二十八日

東京都知事 小池 百合子

1 指定障害福祉サービス事業者

サービスの種類 居宅介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者			
合同会社アマロン	エヌエーケアステーション	港区南青山7-8-8-801	身体障害者			
株式会社愛総合福祉	愛・訪問介護ステーション若林	世田谷区若林1-18-1 クエストハイジ根岸5階501	身体障害者	知的障害者	精神障害者	障害児
株式会社NEW FORWARD	ニューフォワード訪問介護	北区中里1-19-10 リブレ駒込B101				
株式会社はっぴいす	訪問介護はっぴいす	板橋区徳丸1-4-10				
グループケア合同会社	フライングケアサービス	練馬区中村北4-13-2 ロイヤル中村楼203				
株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ	ケアリッツ武蔵砂川	立川市砂川町8-52-10 ヒラノプレイスII 1階				
合同会社オフィス・シマモト	土屋訪問介護事業所 府中センター	府中市八幡町1-8-6-104				
あしたはれるや株式会社	ヘルパー派遣事業所 VAMOS TOKYO CHOFU	調布市小島町3-66-1 モンレーヴ調布401				
HLA株式会社	シェルズまちだ	町田市本町田960-1-101				
株式会社サンバランス	ハートケアセンター久米川	東村山市萩山町3-8-15				
DIVE合同会社	ケアランド 南風	国立市東2-12-6 浅井ビル304				

サービスの種類 重度訪問介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者			
合同会社アマロン	エヌエーケアステーション	港区南青山7-8-8-801	身体障害者			
株式会社NEW FORWARD	ニューフォワード訪問介護	北区中里1-19-10 リブレ駒込B101				
グループケア合同会社	フライングケアサービス	練馬区中村北4-13-2 ロイヤル中村楼203				
株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ	ケアリッツ武蔵砂川	立川市砂川町8-52-10 ヒラノプレイスII 1階				
合同会社オフィス・シマモト	土屋訪問介護事業所 府中センター	府中市八幡町1-8-6-104				
あしたはれるや株式会社	ヘルパー派遣事業所 VAMOS TOKYO CHOFU	調布市小島町3-66-1 モンレーヴ調布401				
HLA株式会社	シェルズまちだ	町田市本町田960-1-101				
株式会社サンバランス	ハートケアセンター久米川	東村山市萩山町3-8-15				
DIVE合同会社	ケアランド 南風	国立市東2-12-6 浅井ビル304				

サービスの種類 同行支援

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者			
株式会社はっぴいす	訪問介護はっぴいす	板橋区徳丸1-4-10				
HLA株式会社	シェルズまちだ	町田市本町田960-1-101				

サービスの種類 行動支援

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者			
DIVE合同会社	ケアランド 南風	国立市東2-12-6 浅井ビル304				

サービスの種類 短期入所

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者			
特定非営利活動法人自立生活センター・東大和	特定非営利活動法人自立生活センター・東大和	東大和市立野3-594-1 アルテミス立野101	身体障害者	知的障害者	障害児	

サービスの種類 自立訓練(生活訓練)

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者			
特定非営利活動法人Roots	Tomorrow	府中市朝日町2-24-8 1階	精神障害者			

サービスの種類 就労移行支援

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者			
株式会社セルラ	manuby秋葉原事業所	台東区上野3-3-4 JTビル5階	精神障害者			

サービスの種類 就労定着支援

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者			
アビリティーズジャスコ株式会社	アビリティーズジャスコ立川センター	立川市藤町2-22-7 URBAN+ 1階	知的障害者	精神障害者		

サービスの種類 自立生活援助

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者			
合同会社Y&Lケア英専会	あおいサポートステーション	杉並区高井戸東3-17-18				
特定非営利活動法人みずほまち精神保健福祉会	自立生活援助事業 グループホームみずほ	西多摩郡瑞穂町石畑1599 リバーサイドII 1階	精神障害者			

サービスの種類 共同生活援助

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地
株式会社クアビィ	グループホームまんぶく	品川区
えんじゅ合同会社	はんなるかへむ仲間	板橋区
株式会社グリーンリバー	ジェリーチェ	足立区本木南町2-5
株式会社チタン	スマイルホーム	日野市万願寺3-34-23
合同会社froggy&bunny	f&bホーム	国分寺市東恋ヶ窪6-7-41
合同会社みらいソリューションズ	あったかホームいぶき	狛江市中和泉3-16-9
株式会社心之葉	グループホーム心之葉	武蔵村山市三ツ木2-13-3

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年十月二十八日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

あきる野市草花字高瀬七百九十六番五、七百九十七番一、十六番五、七百九十七番一、同番二、同番五及び同番六の各一部並びに七百九十八番十八

練馬区石神井町二丁目二十六番十一号
一建設株式会社
代表取締役 堀口 忠美

あきる野市伊奈字前原千三百七番

西多摩郡瑞穂町大字石畑千七百九十四番地十一
森 亘

あきる野市二宮字北分二千三百三十二番一及び二千三百三十三番一

武蔵野市境二丁目二番二号
株式会社飯田産業
代表取締役 千葉雄二郎

国分寺市西恋ヶ窪一丁目三十番十三、同番十四、同番十七、同番十八、同番三十六及び同番三十七

杉並区宮前一丁目十五番十
株式会社ホーク・ワン
代表取締役 菊池 健太

日野市神明三丁目六番四

大阪府大阪市北区大淀中一丁目一番八十八号
積水ハウス株式会社
代表取締役 仲井 嘉浩

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一

項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年十月二十八日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

小平市小川町一丁目九百三十番十一

東大和市向原六丁目九百三十八番地の二明恵ビル一階株式会社住健プランニング 代表取締役 中澤 清

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一

項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年十月二十八日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

調布市深大寺北町七丁目七番三、同番七及び同番十の各一部、同番十三、同番十四、同番十五の一部、同番十六並びに同番十七から同番十九までの各一部

調布市深大寺北町七丁目七番地三 浅田 陽子

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法

(平成十年法律第九十一号。以下

「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和三年十月二十八日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和三年十月二十八日

東京都知事 小池 百合子

- 一 店舗名 (仮称) 足立区東和三丁目計画
- 二 店舗所在地 足立区東和三丁目百二十五番ほか
- 三 設置者名 株式会社サンベルクスホールディングス
- 四 設置者住所 足立区花畑五丁目十四番一号
- 五 小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社サンベルクス
- 六 新設をする日 令和四年六月一日
- 七 店舗面積の合計 千五百三十四平方メートル
- 八 駐車場の位置及び収容台数 店舗内 四十七台
- 九 駐輪場の位置及び収容台数 店舗内 百五十八台
- 十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗内 二十三平方メートル
- 十一 廃棄物等の保管施設の位置及び 店舗内 九・四五立方メートル

容量

十二 小売業を行う者の開店時刻 午前九時

十三 小売業を行う者の閉店時刻 午後十時四十五分

十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後十一時まで

十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 一箇所 店舗東側

十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十一時まで

十七 届出日 令和三年九月三十日

十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十九 縦覧期間 令和三年十月二十八日から令和四年二月二十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法

に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において

準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和三年十月二十八日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和三年十月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 モリパークアウトドアビレッジ

二 店舗所在地 昭島市中町六百十番地四ほか

三 設置者名 三井住友信託銀行株式会社

四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目四番一号

五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社ゴールドウインほか十一名

六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社ゴールドウインほか九名

七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社ゴールドウインほか一名

八 変更前の小売業者の代表者名 西田 明男(株式会社ゴールドウイン)ほか

九 変更後の小売業者の代表者名 渡辺 貴生(株式会社ゴールドウイン)ほか

十 変更日 令和三年八月六日ほか

十一 届出日 令和三年九月十四日

十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番

十三 縦覧期間

一 号)

令和三年十月二十八日から令和四年二月二十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十四 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一(代)
 郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)
 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)
 郵便番号
 113-0001

